2026 年 11 月 18 日　全 3 頁

カリフォルニア州のスコープ 3 開示は差し止めへ

スコープ 1・2 は継続、スコープ 3 が新たに差し止め判断

政策調査部　　主席研究員　　鈴木 裕

[要約]

- 米国第 9 巡回区控訴裁判所は 2026 年 11 月 9 日、カリフォルニア州の企業向け気候関連開示法をめぐる訴訟で、スコープ 1・2 開示については仮差し止めを認めなかった一方、スコープ 3 開示については、合衆国憲法修正第 1 条に違反する可能性が高いとして、仮差し止めが相当であると判断した。

- スコープ 1・2 については、開示する企業自身の事業活動に結び付き標準化された事実情報であり、資本取引にも関係する「商業的言論」とされた。これに対し、スコープ3は取引先や顧客など第三者の行為に広く依存し、開示する企業自身の事業や資本取引との結び付きが弱いため、非商業的言論に当たるとされた。その結果、州の規制は必要最小限の手段とは認められないことから、表現の自由の保障に反する可能性が高いと判断された。

- 開示義務を負う企業はスコープ 3 に関する情報を収集するため、サプライチェーン全体を調査する必要が生じ、開示義務を負わない企業も温室効果ガス排出について情報照会を受ける可能性があった。しかし、今回の司法判断によって、サプライチェーンへの調査が行われる見込みは低下した。

株式会社大和総研 丸の内オフィス　〒100-6756 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 グラントウキョウ ノースタワー
このレポートは投資勧誘を意図して提供するものではありません。このレポートの掲載情報は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された意見や予測等は作成時点のものであり今後予告なく変更されることがあります。㈱大和総研と大和証券㈱は、㈱大和証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。内容に関する一切の権利は㈱大和総研にあります。無断での複製・転載・転送等はご遠慮ください。

スコープ 3 の開示仮差し止めを認める

2026 年 10 月 20 日付の大和総研レポート[1]では、カリフォルニア州政府が「気候関連企業データ説明責任法」（SB-253：Climate Corporate Data Accountability Act）に基づき、自社が所有・管理する温室効果ガス（GHG）排出源からの直接排出（スコープ 1）と、他社から供給された電気、熱・蒸気等の使用に伴う間接排出（スコープ 2）の開示を 2026 年 11 月 10 日から開始し、製品の使用や廃棄、従業員の通勤等も含むサプライチェーンからの排出（スコープ 3）については 2027 年から開示を求める方針であることを報告した。また、もう一つの気候関連開示法である「温室効果ガス：気候関連財務リスク法」（SB-261：Greenhouse gases: climate-related financial risk）については、同州政府は施行規則を設けたものの、既に施行が停止されていることを記した。

その後の 2026 年 11 月 9 日、米国第 9 巡回区控訴裁判所は、SB-253 のスコープ 1・2 開示については地裁による仮差し止め申立ての棄却を維持した。一方、スコープ 3 開示および SB-261 全体については、仮差し止めが相当であると判断した。そのうえで、スコープ 3 開示規定を SB-253 の他の規定から分離できるかを地裁が判断するよう、事件を差し戻した[2]。

裁判所は、スコープ 1・2 は開示義務を負う企業自身の事業活動から生じる数値情報で、GHG プロトコルなど標準化された手法で測定されるものであり、企業に気候政策への賛同や道徳的評価を表明させるものではないと指摘した。スコープ 1・2 排出量は企業の資金調達、保険、投資判断などに影響し得るため、資本市場における実際または潜在的な取引に結び付く商業的言論に当たると判断した。この開示義務は、投資家との情報格差の緩和と排出削減という州の重要な利益を直接促進し、必要以上に広範ではないと認め、仮差し止めの申立てを退けた。

図表　カリフォルニア州気候関連開示規制の状況

SB-253	スコープ 1 および 2 の GHG 排出量を開示	商業的言論	仮差し止め不認容 開示義務は継続 （初回報告 2026 年 11 月 10 日）
	スコープ 3 の GHG 排出量を開示	非商業的言論	仮差し止め相当 （地裁差戻し）
SB-261	2 年ごとに TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）またはその承継機関が公表する枠組み（ISSB 基準等）に従って、気候変動に関連する財務リスクおよび対応方針の報告書を開示		全体について仮差し止め相当

（出所）SB-253、SB-261 および The U.S. Court of Appeals for the Ninth Circuit “No. 25-5327 D.C. No. 2:24-cv-00801-ODW-PVC OPINION”（2026 年 11 月 9 日）をもとに大和総研作成

一方スコープ 3 については、企業自身が排出量データを保有していない場合には、業界平均や代替的データによる推計が認められているため、開示情報の正確性にも限界があると指摘した。

[1] 鈴木裕「カリフォルニア州で GHG 排出量開示が開始」（大和総研レポート、2026 年 10 月 20 日）
[2] The U.S. Court of Appeals for the Ninth Circuit “No. 25-5327 D.C. No. 2:24-cv-00801-ODW-PVC OPINION”（2026 年 11 月 9 日）

そのうえで、州は排出量の直接規制や自主的開示の促進など、表現の自由に対する制約がより小さい代替手段を採り得るのに、その検討を怠ったと判断した。SB-261 については、将来の経済状況や気候変動が事業戦略に及ぼす影響について、予測的・規範的な評価を企業に求めるものであり、単なる客観的事実の報告を超えると判断された。加えて、政治的に論争のあるテーマについて州所定の枠組みで見解を示させるものであり、また、他の規制手段が適切に検討されていないことから、裁判所は憲法に反する可能性が高いと判断し、仮差し止めを認めた。

今後の見通し

前レポートでは、州政府の実施方針を前提に、2027 年からスコープ 3 開示が始まれば、適用対象企業のサプライチェーンに連なる日本企業にも GHG 排出量の情報提供が求められる可能性を指摘した。今回の判決により、SB-253 のスコープ 3 開示義務から直接生じるサプライチェーンへの情報要請は、少なくとも当面、後退する可能性が高い。このため、スコープ 3 開示の開始がサプライチェーン上の情報提供要請につながるという前レポートの見通しは、今回の司法判断を受けて修正が必要となる。ただし、他の法令や自主的な気候開示に基づく情報収集まで直ちに縮小するとは限らない。

2026 年中間選挙の結果、民主党は上下両院で多数を確保することとなり、トランプ政権は今後の議会運営で大きな制約を受けることになる。このため、連邦議会で新たな抑制立法を成立させる余地は縮小する。一方、民主党は、議会の監督権限や予算審議を通じて、トランプ政権による気候政策の後退を牽制できるようになる。

しかし、政治状況の変化が司法判断を直ちに左右するわけではない。今回の判断が示したように、企業へ課される開示義務が表現の自由の保障と衝突し得るとの主張は、引き続き可能である。GHG 排出量開示が共和党と民主党の間での政治的な対立になっている状況の中で、今回の判決は、開示する企業自身の事業活動に関する標準化された数値情報であるスコープ 1・2 と、第三者の活動や企業の予測的・規範的判断を含むスコープ 3、気候関連財務リスクとの違いを、表現の自由と関連で別個に判断した点に特徴がある。